

備事務所の項中「所長 次長」を「所長」に改め、同表熊本北部流域下水道事務所の項を削り、同表県立学校の項中

「 校長 教頭 主任事務長 事務長 船長

」を

「 校長 教頭 主任事務長 事務長 船長 盲学校、聾学校及び
養護学校の各部の主事

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月11日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第22号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村の項を削り、同表球磨村の項の次に次のように加える。

あさぎり町	議会事務局		局長 審議員
	町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 審議員
		支所	支所長
	教育委員会	事務局	教育長 課長 審議員
中学校		校長 教頭	
小学校		校長 教頭	
	農業委員会事務局		局長 審議員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年4月11日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1こども総合療育センターの項中

「(12) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師 を

「(12) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師 に改める。

(13) 歯科衛生士

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。